

NEWSWAVE

発行
株式会社 常陽経営コンサルタンツ

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

下げ率小幅もボーナス減少続く 財布の紐をゆるめるは猛暑!?

この夏のボーナス支給額は全産業平均で 53 万円。昨年より約 1 万円ダウンした。率で見ると前年比 2.1%減で減少傾向は収まらないが下げ幅は少ない、というのが今年の特徴という。

自由に使えるお金は平均約 16 万円だが、使い道はローン返済や貯金に回る傾向が強く、商品購入は 7 割が「控える」と答えている。今年 3 月の「エコポイント駆け込み需要」で買い物を先食いしたものの、政府が「エコ政策効果は表れた」と打ち止めにするため、家計のやりくりは今後も厳しくなる見通しだ。

日本経済新聞は「高速道路料金値下げで失ったもの」という趣旨で論評している。大渋滞で無駄なガソリン消費、そしてトラックの物資運搬の遅れ、運転手の過労、荷主や消費者からの

苦情とそれを処理する通信費…。マイナス作業で浪費する「喪失時間」はコストアップとなる。

ところがボーナス支給後、日本列島を猛暑が襲い、猛暑特需が生まれた。ビール、ビアガーデン、飲料水、居酒屋や飲食店、プールなど、消費者の財布の紐がゆるんだのは事実。

一方、WHO（世界保健機関）は 5 月、「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」という指針を採択した。これには飲食店での酒類の「飲み放題」を規制する内容も含まれ、業界や愛飲家に冷水を浴びせている。たしかに飲み放題に時間を忘れてしまっただけでは、翌日は無為無策の一日となる。昔から無為無策は仕事にも家計にもプラスになったためしはない。

土地の取引も消費税の課税対象？ 施設の利用に伴う土地貸付に注意

消費税法上、土地の売買や貸付けは非課税とされているが、土地の「貸付期間」や「貸し付け方」によっては、課税対象となることもあるので注意したい。

具体的には、1 ヶ月未満の短期間の貸付けや、施設の利用に伴って土地が使用されるケースは、土地の貸付けでも消費税の課税対象となる。このうち、「施設の利用に伴って」という部分は、解釈が難しく、実務的にも問題になりやすいところだ。

例えば、建物や駐車場などの貸付けの場合はどうだろうか。こうした「施設の利用に伴って土地が使用される場合」については、土地の貸付けから除かれているから、消費税の課税対象になる。

したがって、駐車している車輛の管理を行って

いる場合や、駐車場としての地面の整備またはフェンス、区画、建物の設置などをして駐車場として利用させる場合には、消費税の課税の対象となるわけだ。

駐車場としての用途に応じるよう地面の整備、区画をしていけば、施設の貸付けとなり課税対象となるが、逆に、駐車場等として土地を利用させた場合において、その土地につき駐車場としての用途に応じる地面の整備やフェンス、区画などをしていないとき（駐車等に係る車輛等の管理をしている場合を除く）は、単なる「更地（土地）の貸付け」になるため、その土地の使用は、非課税とされる土地の貸付けに含まれる。